

国立大学法人埼玉大学学長候補者の選考について（公示）

このたび、国立大学法人埼玉大学学長選考会議は、次期学長候補者を選考するに当たり、下記により選考を行うこととしましたので、公示します。

記

- 1 理由
令和2年3月31日をもって現学長の任期が満了するため。
- 2 選考
学長候補者の選考は、学長候補者として推薦された者であって、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、別に定める選考基準により行うものとする。
- 3 任期
令和2年4月1日から6年とする。再任不可。
- 4 推薦有資格者等
 - (1) 推薦有資格者
ア．本学に在職する次に掲げる者とする。ただし、当該推薦期間の全日にわたって休職、海外渡航又は出勤停止の者は除く。
学長
理事
専任の教授、准教授、講師及び助教
附属学校の副校長（附属幼稚園にあっては、副園長）
事務職員及び技術職員（係長相当職以上の職にある者に限る。）
イ．学長選考会議の学外委員
 - (2) 推薦書類
国立大学法人埼玉大学学長選考規則実施細則第4条第3項に掲げる書類
 - (3) 一次候補者の推薦
推薦有資格者は、一次候補者1人に限り推薦できる。
(1) 推薦有資格者のア．、及び に掲げる者が推薦しようとする場合には、20人以上30人以内の連名による推薦とする。
自薦は認めない。

- 5 推薦期間等
 - (1) 推薦期間
令和元年10月1日（火）から令和元年10月23日（水）まで
 - (2) 推薦書類の提出先及び時間
提出先 総務部総務課総務係
時間 9時から17時まで
- 6 意向聴取
国立大学法人埼玉大学学長選考規則第5条第3項に定める意向聴取は、一次候補者が複数人の場合に実施する。なお、意向聴取は、電子的方式による投票（電子投票）により行い、その方法は、各意向聴取対象者へ送付する案内メールによるものとする。
- 7 学長候補者の決定
令和元年12月12日（木）開催の学長選考会議において決定する。
- 8 公表
学長選考の理由及び過程を本学ホームページに掲載するほか、事務局棟1階に掲示する。

関係規則等

- 国立大学法人埼玉大学学長選考会議規則
<http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/7-02.pdf>
- 国立大学法人埼玉大学学長選考規則
<http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/7-02-03.pdf>
- 国立大学法人埼玉大学学長選考基準
<http://www.saitama-u.ac.jp/guide/pdf/gakutyousenkou160121.pdf>
- 国立大学法人埼玉大学学長選考規則実施細則
<http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-d/reg-d/d7-02-04.pdf>

令和元年10月1日

国立大学法人埼玉大学学長選考会議

